

---

## 地区公民館の管理についてお知らせ

---

### 消防本部予防課

地区公民館の項の判定を見直しました。

本来、公民館は、特定防火対象物（1項口）として規制されております。

伊賀市では、令和3年4月1日から町単位の公民館で延べ床面積300㎡以下の建物については、非特定防火対象物（15項）として取り扱っております。

また、延べ床面積300㎡以上であっても、町内の会議のみの使用など使用用途や平屋建て若しくは2階建てで構造上2方向に避難できるなどの条件をそれぞれの建物ごとに判断し、同様の取り扱いとすることも可能としております。

なお、見直し時、該当公民館を管理する方にお知らせしましたが、管理する方も変わられていますので再度お知らせいたします。

消防用設備等の点検などの維持管理についても変わりますので、ご不明の場合は、消防本部予防課までお問合せください。